

議案第10号

狭山市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

狭山市工場立地法地域準則条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の表都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域（同法第20条第1項の規定により告示された柏原北地区地区計画の区域を除く。以下「工業専用地域」という。）の項中「同法第20条第1項の規定により告示された柏原北地区地区計画の区域を除く。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、都市計画法第20条第1項の規定により告示された地区計画の区域については、適用しない。

第4条中「同条」を「同条第1項」に改める。

附則第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山都市計画地区計画の変更に伴い、工場立地法第4条の2第1項に規定する区域に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。